

静岡県公安委員会規程第2号

銃砲刀剣類所持等取締法等に基づく通知書等の様式に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年2月28日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

銃砲刀剣類所持等取締法等に基づく通知書等の様式に関する規程の一部を改正する規程

銃砲刀剣類所持等取締法等に基づく通知書等の様式に関する規程（令和4年静岡県公安委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（許可の取消し） 第13条 公安委員会は、法第11条第1項から第7項までの規定による許可の取消しをするときは、当該取消しを受ける者に対し、許可取消通知書（様式第14号）によりその旨を通知するものとする。	（許可の取消し等） 第13条 公安委員会は、法第11条第1項から第7項まで（<u>第5項第2号を除く。</u>）の規定による許可の取消しをするときは、当該取消しを受ける者に対し、許可取消通知書（様式第14号）によりその旨を通知するものとする。 <u>2 公安委員会は、法第11条第5項第2号の規定により、法第4条第1項第1号の規定による許可を、一部の用途が当該許可に係る用途に含まれないものに変更するときは、当該処分を受ける者に対し、用途変更通知書（様式第15号）によりその旨を通知するものとする。</u>
（報告徴収等） 第14条 法第12条の3の規定による報告の求めは、報告徴収書（<u>様式第15号</u>）により行うものとする。 2 法第12条の3の規定による命令は、受診命令書（<u>様式第16号</u>）により行うものとする。	（報告徴収等） 第14条 法第12条の3の規定による報告の求めは、報告徴収書（<u>様式第16号</u>）により行うものとする。 2 法第12条の3の規定による命令は、受診命令書（<u>様式第17号</u>）により行うものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第16号を様式第17号とし、様式第15号を様式第16号とし、様式第14号の次に次の1様式を加える。

様式第15号（第13条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

（表）

		第		号
		年	月	日
用 途 変 更 通 知 書				
住 所				
殿				
静岡県公安委員会 印				
銃砲刀剣類所持等取締法第11条第5項第2号の規定により、下記のとおり同法第4条第1項第1号の規定による許可を、一部の用途が当該許可に係る用途に含まれないものに変更したので通知する。				
記				
1 変更した猟銃若しくは空気銃又はクロスボウ				
2 変更の内容				
3 変更の理由				

(裏)

- 1 この処分に不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

- 1 この規程は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の銃砲刀剣類所持等取締法等に基づく通知書等の様式に関する規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。